

株主各位

東京都中央区銀座四丁目 7 番 5 号
王子ホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 磯野 裕之

「第 102 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第 102 回定時株主総会招集ご通知」の内容に、一部修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正いたします。

敬具

記

1. 修正箇所

第 102 回定時株主総会招集ご通知 45 ページ

4. 会計監査人に関する事項

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

2. 修正内容（修正箇所に下線__を付しております）

修正前

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	<u>158</u> 百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	<u>409</u> 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分して
おりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認し、
検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び同条第2項に基づき同意しております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

修正後

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	<u>176</u> 百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	<u>427</u> 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分して
おりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認し、
検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び同条第2項に基づき同意しております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

以上